平成２１年（フ）第１２７６号
京都市北区小山西花池町６番地10烏丸清水ビル２Ｆ
破産者　プログレスネットワーク株式会社
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３７５号
京都市西京区桂野里町13―４ライブカントリーエイト202
破産者　株式会社デジタルネット
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１９年（フ）第５８号
大分県国東市安岐町瀬戸田610番地
破産者　菊本建設株式会社
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第３０１４号
愛知県知多市岡田字野崎９番地　レインボー知多長浦405
破産者　市野　雅信
１　決定年月日　平成21年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８５号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師1245番地11
破産者　田原七々子
１　決定年月日　平成21年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１９３５号
北海道千歳市青葉３丁目９番８号
破産者　山波　俊一
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２７号
宮城県柴田郡大河原町大谷字町向103番地30、開始決定時の住所仙台市太白区長町８丁目23番35―212号
破産者　武田　　純
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８１０号
仙台市太白区秋保町湯元字除４番地の17
破産者　澤口　ふみ
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９６７号
宮城県岩沼市館下１丁目３番17―605号
破産者　佐藤　　洋
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３５７号
神奈川県小田原市北ノ窪149番地の１、前住所神奈川県小田原市曽我原556番地の13
破産者　脇　　秀雄
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３５８号
神奈川県小田原市北ノ窪149番地の１、前住所神奈川県小田原市曽我原556番地の13
破産者　脇　千鶴子
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第３０１５号
愛知県知多市岡田字野崎９番地　レインボー知多長浦405
破産者　市野　和江（旧姓小出）
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６４３号
名古屋市守山区大森５丁目2407番地の２
破産者　佐々木里衣（旧姓篠田）
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８６９号
愛知県豊明市栄町大蔵下36番地16
破産者　深谷　健司
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９６１号
名古屋市中川区春田３丁目188番地
破産者　吉村俊行こと　許　　俊行
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０００号
名古屋市守山区大字中志段味字大洞口2721番地の２　パレス第３守山204号
破産者　山下より子
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０３１号
名古屋市北区田幡２丁目13番31号　太陽ビル301号
破産者　井上きぬ子
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０６０号
名古屋市瑞穂区浮島町11番５号　浮島マンション506号
破産者　樋口　新悟
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０１号
愛知県一宮市観音寺１丁目10番８号　セーフティハイム305号
破産者　大嶽　春利
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部